

## (講演録) 我が国のセーフティネットについて

三國谷 勝範<sup>1</sup>

新年おめでとうございます。ご紹介いただきました三國谷です。本日は、セーフティネットについてお話を申し上げようと思っております。理事長の田邊さんからこれをちょっとやってくれというお話がありましたので、断るわけにはいかないということで参りました。全くとりとめのない話を申し上げたいと思います。

本日は、皆さん、懐かしい方々がいっぱいいらっしゃるの、昔のことをだいたい知っている人が多いようです。恐らくこの十数年というのは、金融というものが本当に激動の時代であり、この時代を金融危機と言わずにいつを金融危機というのかという時代を潜り抜けてきた、少なくともその中心の一つに預金保険機構があったということではないかと思えます。

### (日本のバブル崩壊とセーフティネットの整備)

私は過去を振り返る場合に、日経平均の株価の推移の表(次ページ)をよく使います。これは、日本の経済状況、過去の歴史を物語っていると思っております。株価でありますから、GDP など実体経済と比べまして、相当振れが大きくなって現れてくると思います。また、時間的には、実体経済の数値よりは少し早目に反応するというものではありませんけれども、これを見ますと、セーフティネットの歴史、預金保険機構の歴史が、バブル崩壊後、いかにいろいろな困難な時代を歩んできたのか、ということが物語られているのではないかと思っております。

私はいつも思うんですが、セーフティネットというのは、いろいろな制度の「逆さ富士」みたいなところがありまして、「逆さ富士」を見ていると、だいたい「表富士」の姿が分かると思っております。逆に、基幹的な制度をつくるときに、この「逆さ富士」を描けない制度というのは、無理があることが多いと思います。いろんな制度の話がありますときに、こうすればこういうことができます、ああすればこういうことになりますとか、制度ですから必ずいいところと悪いところがあるのですけれども、いいとこどりのような話が上がってくることもないわけではないんですが、よく私が言ったことは、その場合、セーフティネットはどうするのかということ。それでボタンというケースも多かったと思います。セーフティネットというのは、いざという場合に、本当にそういう状態で誰をどう救うか、また、そこに必ず財源の問題が関わってくるわけでありまして、それは大変厳しい話でありまして、セーフティネットをつくらないならつくらないで、それについて、

---

<sup>1</sup> 東京大学政策ビジョン研究センター教授。前金融庁長官。本講演録は、平成25年1月に預金保険機構において行われた講演を元に加筆・修正したものである。

図表 1：日経平均株価の推移



それなりの考え方の整理が必要です。勢いだけで物事を論じられないところがあります。セーフティネットは「表富士」の投影かもしれませんが、形影相伴って基幹部分の構造があるということだと思います。

さらに、セーフティネットは、この四半世紀、実戦の中で練り上げられてきたものだと考えております。過去の歴史というものを振り返りますと、バブルがはじけたのが、ちょうど昭和から平成への境目でした。平成元年の暮れに、日経平均が史上最高値をつけていますし、その前にはベルリンの壁の崩壊がありました。それ以降は、右肩上がりから急に右肩下がりということになったわけでありまして。ここに現れておりますように、バランスシートが膨れてきたのが、ある日突然、収縮過程に入りました。实体经济も金融も苦難の時代に入って行くわけでありまして。シンプルな話でありまして、バランスシートがありまして、資産のほうがどんどん膨らむときは、事業は順調に行くことが多いと思います。リスクテイクして行って、それで借入れを増やして、それをまた買った資産で担保にしてまた借りていけば、資産が負債を凌駕して膨らんでいきます。逆に、バブルがはじけてからは、放っておけばどんどん資産が圧縮していく、こういう過程に入りました。個々の経営を見ましても、それまでの成功者が、この右肩下がり以降、逆に失敗者になっていったという例は、皆さまよくご存じだと思います。

バランスシートの調整が必要となりましたが、金融機関においても、ここに大きな資産、負債の塊がありまして、資産がどんどん減価していきました。生命保険会社も、ザ・セイホと言われた時代から、予定利率の問題に直面する局面になったこともあります。

平成に入りましてから、だんだん金融機関への影響が表面化してまいります。1995年12

月には住専問題処理の閣議決定が行われています。1997年には三洋証券・北海道拓殖銀行・山一証券それから徳陽シティ銀行と、11月に4つの大きな金融機関が破綻しました。その翌年ですが、今度は話が日本長期信用銀行（日長銀）、日本債券信用銀行（日債銀）にまで及んでいきます。その中で、金融監督庁が発足しました。確か、金融監督庁が発足したのは6月22日でありますから、まるでその日を狙ったかのように、あるいは狙ったのかもしれませんが、市場が日長銀、日債銀に対して攻勢をかけてきました。その中で金融国会がありまして、その秋には日長銀、日債銀が特別公的管理になるわけであります。

そのあと小康状態を保ちますけれども、また、どんどん日経平均が下がってまいりまして、7,000円台になったこともあります。そのときに、りそな銀行に対する資本増強がありまして日経平均も持ちなおす。それで、ようやく光が差し始めてきたときに、今度はサブプライム、リーマンという問題にぶつかりまして、それからご案内のような状態になりました。2009年には、日経平均も7,000円台のぎりぎりのところまできてしまい、そして現在ということになっているわけであります。本日は1万1,000円近くになっているようでもありますけれども、これが歴史でありまして、この中で、この預金保険機構を含めたセーフティネットの歴史が練り上げられてきたということだと思えます。

なおかつ、時代はどんどん動いておりまして、それまでは日本の中での問題として処理されてきましたが、今度は、G20ロスカボス・サミットあたりでも別な視点からの切り口が提唱されておりまして、現在金融審議会でいろいろな議論が行われています。これがだんだん実質化してまいりますと、さらに預金保険機構の役割というものが広がってくるかもしれない。そういうときにどういうことを準備しておいたらいいかといったような問題にもなってくると思っております。

### （預金保険制度の進展）

図表2：預金保険制度の推移

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
| 1971 | 預金保険制度の創設                                     | ・元本100万円<br>・直接支払方式  | ・「一般民間金融機関のあり方について」(金融制度調査会答申)                  |
| 1974 | 預保法改正   | ・元本300万円   |   |
| 1986 | 預保法改正   | ・元本1000万円<br>・資金援助方式の導入  | ・「金融自由化の進展とその環境整備」(金融制度調査会答申)                   |
| 1995 |   |  | ・「金融システムの機能回復について」(大蔵省)                         |
| 1996 | 住専処理法<br>金融三法<br>預保法改正<br><br>更生特例法<br>健全性確保法 | ・破綻金融機関からの<br>資産買取制度<br>・預金等債権買取制度<br>・2000年度迄全額保護<br>・信用組合に対する公<br>的資金の途<br>・整理回収銀行<br>・協同組織金融機関<br>・監督上の諸措置等 | ・住専問題処理閣議決定<br>・「金融システム安定化のための諸<br>施策」(金融制度調査会) |

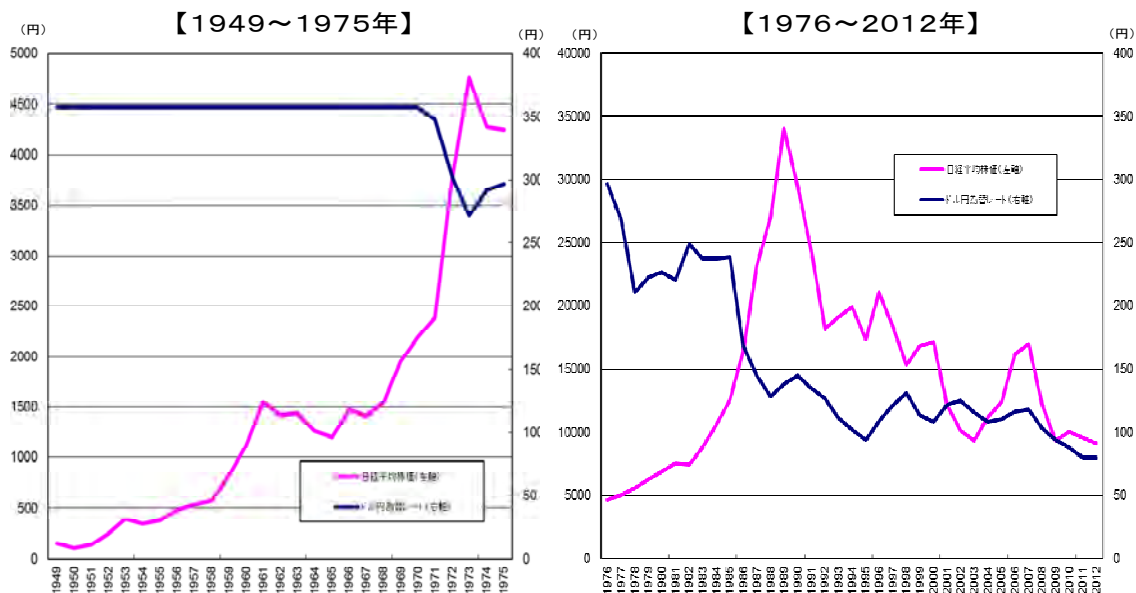
|      |                           |  |   |
|------|---------------------------|--|---|
| 1997 |                           |  | 「金融システムに関する大蔵大臣談話」                              |
| 1998 | 金融二法<br>預保法改正<br>金融機能安定化法 | ・金融機関に公的資金の途<br>・整理回収銀行の業務拡大           |   |
| 1998 | 金融再生法<br>早期健全化法           | ・ブリッジバンクシステム<br>特別公的管理制度<br>・整理回収機構    | 金融国会  |
| 2000 | 預保法改正                     | ・各種の恒久化措置                              | 「特例処理終了後の預金保険制度および金融機関の破綻処理制度のあり方について」(金融審議会答申) |
| 2002 | 預保法改正                     | ・決済用預金制度<br>・ペイオフ<br>02:定期性預金<br>05:全体 | 「決済機能の安定確保のための方策について」(金融審議会答申)                  |
| 2011 | 住専処理終結法                   |  |   |

歴史を振り返ると、預金保険機構は1971年に発足しています。このときの預金保険制度は、一種の予防型とでもいえるものでした。だんだん、銀行というものの競争というか、自由化・効率化というのが始まっていくときに、預金者保護についても、単に金融機関が破綻しないという前提に依存してはいけないということで、この制度が誕生したのが1971年であります。

少し先を行きますと、元本100万円で始まったものが、1974年に元本300万円になります。1974年というのは、私が入省した年ですが、当時は大変インフレが激しい時期でありました。今、秋に人事院勧告がありますと、だいたい、下げられるのが人事院勧告ですが、そのころは、上がるというのが人事院勧告でありました。このインフレが激しかった時代に300万円になったということでもあります。ただ、この時点でもまだ、この預金保険制度というものは、どちらかと言えば予防的なものでありまして、まだ実戦に遭遇したわけではありませんでした。その後、この問題が単なる予防型というわけにはいなくなり、実戦においてどう対応していくかという話になってまいります。

その前に、もう一点、過去の歴史を振り返りたいと思います。1974年というのは、次ページの左の表の右から2番目ですが、これだけ急に日経平均株価も上がってきている一方で、そのときはそのときなりにいろいろな問題もありました。1970年代には、例えば、ニクソンショックですとか第一次オイルショックがありました。それから、1974年というのは、ここで少し株価がストンと落ちておりますが、このときの補正予算で特例公債の発行が始まっております。

図表3：日経平均株価とドル・円為替レートの推移（1949年～）



(注) 日経平均株価及びドル・円為替レートの計数は、年中平均の値  
 (出所) Bloomberg、昭和財政史より作成

もう少しさかのぼって1965年あたりになりますと、ここはいわゆる山一特融などがあつた時代でありまして、この時代もそれなりにいろいろなことを経験しました。このときに建設公債の発行が始まっております。右の表へ入りまして、1985年、このときにはプラザ合意がありまして、ここから為替がどんどん円高になっていきました。最後の10年にまいりまして、1995年には先ほど申し上げました住専問題の閣議決定がありました。その後の2005年には主要行の不良債権の半減目標が達成されています。10年単位で取ってみましたが、時々時代の流れが見えてくるかと思っております。

もう一回戻りますと、1986年に預保法の改正が行われております。この時期に、資金援助方式というのが導入されましたし、元本1,000万円という制度にもなったわけでありまして。よく預金保険制度の目的は何なのかといった場合に、少額預金者の保護なのか、預金の保護なのかということがありますが、この元本1,000万円というのは、両方とも取れると。決して当初始まった100万円とか300万円という意味での少額預金保護ということだけではなく、1,000万円というのはある程度の一般的な水準であるということも言えるかと思えます。金融自由化の進展といった環境の変化を受けまして、信用秩序に資する観点からこのような制度の改定が行われたわけでありまして。このときには救済金融機関からの資産買取りの制度化ということも行われています。

預金保険制度全体を通じまして、当初は預金保険機構にも利益相反問題があるんじゃないかという論点もありました。ある意味では、自分で債権等を管理する人が最初からのプ

ロセスに参加すると利益が相反するのではないかということで、やや預金保険機構の役割を抑制的にするという動きもあったわけですが、だんだん、だんだんやってみますと、結局のところ余人を持っては代えがたいということになってきたと思っております。これだけの実績と経験を持った人、公的な組織でなければやはりできないのではないかということで、いろいろなところで預金保険機構が当事者として参加するようになりました。今、金融整理管財人と言えば、ほとんど預金保険機構ということになるかと思いますが、一昔前であれば、いろんな個人をリストアップしておいて、その中から選ぶということをしていたときもありました。

1986年には資金援助方式も導入されました。これがその後いろいろな形で実際に活用されるわけでありまして、その前の保険金支払方式だけのときに比べ、実質的に金融機能をどうやって維持するか、そういう視点が少しずつ入ってきたかと思っております。現実には、1991年から、いろいろな金融機関の破綻が始まりました。東邦相互銀行から始まりまして、1992年東洋信金、1994年には東京協和・安全信組が破綻しました。1992年には宮澤構想があり、公的資金の議論が提起されたこともあります。そのときは公的資金制度ということには至りませんでした。だんだん金融危機が深化するにつれて、やはり公的資金が必要であるという大きな流れになったと思っております。

こういった金融混乱の中で、1995年には「金融システムの機能回復について」が出ています。21世紀まで、まだだいたい5年ぐらいあるということになりますが、この5年間は基本的に預金を全額保護せざるを得ないのではないかという考え方が示されました。金融システムの安定化を図る必要があり、制度上は1,000万円だが、そこまでの、まだ環境が熟してはいないのではないか、ということでこの方針が出されまして、それが1996年の制度化に繋がっていくということでもあります。

この1996年、この年の国会の冒頭には、住専処理法、金融三法が提出されます。住専問題の閣議決定というのはその前の年の冬であります。このときは、世の中は住専問題一辺倒でした。当時の予算委員会、あるいは、大蔵委員会は毎日朝から晩までほとんどこの住専問題だけが議論される、こういう国会だったと記憶しております。当時の銀行局長が毎日国会に呼ばれて、日中、建物の中にいないわけですから、いろいろな報告とか決断は夜仰ぐというような時代でありました。

私が個人的に思いますのは、私ども現在の価値観で過去のことを論評しがちですけども、やっぱり預金保険制度、セーフティネットがよく整備されている時代といたない時代では、物事の進め方が違うんだと思います。預金保険制度は、当初予防的な形で導入されたものでありますが、実戦に入ってみますと、いろいろなところで現実の金融機能に合わせていろいろな改善を加えていかなければなりません。ある事例が起きたときに、それまでの制度というものが全部に対して準備できたかということ、必ずしもそうでもない。なかなか完璧には予見し難いところがあります。その中で現実に運用する、モラルハザードを防ぎながら金融システムを維持していくという、この狭間の中で先人は相当苦労したわけで

ありまして、こんにち、私どもがこれだけの相当整備されたセーフティネット、私は今、世界の中で最も洗練されたものの一つになっていると思っていますが、かつ、経験と実績を積み重ねた組織があり、万端の態勢が整っている時代とそうでなかった時代では、同一には論じられないのだと思っています。このときの金融三法もそうでありまして、例えば破綻金融機関からの資産買取制度、これも理屈から言ったら、値段にもよりますが、破綻金融機関から買っていいのかという議論が最初あって、最初は救済金融機関だけからだったわけですが、なかなかそれだけではうまくいかないところがあり、破綻金融機関からの資産買取制度ができました。また、預金保険機構が預金債権等も買い取ることによって、調整の前面に出て行くことにもなりました。2000年度までは預金を全額保護することにもなりました。

それから、この当時は信用組合が非常に大きな問題だったわけでありまして、信用組合については公的資金を入れる道を考えてはどうか、という議論が行われました。

そういった中で、1996年の9月に整理回収銀行ができて、また次の時代に入っていきます。大雑把に見まして、預金保険制度の役割というのは何度か進化してきたと思います。最初は文字通りの少額預金者保護、100万円とか300万円の保護ということです。それが1,000万円ということで金額的に増えてきました。それから、借り手に対する問題であります。破綻した場合には破綻に至る原因をつくった借り手がいるのではないかという観点から、最初は、株主に対する厳格な責任追及に加えて、借り手に対する厳格な責任追及という考え方が出てくるわけでありまして。しかしながら、現実には金融システムということを考えますと、借り手だっているいろいろな方々がいらっしゃいます。そこで借り手の中で今度は「善意かつ健全な借り手」という概念が登場いたしまして、そういった方々に対しては、金融機能というものをきちんと維持していくべきではないかということになってまいりました。さらに、その後は、決済機能の強化というのが行われるわけでありまして。

1997年に北拓、山一等が破綻しましたときに、金融システムに関する大蔵大臣談話が出まして、国が金融システムの安定に責任を持っていきますということを声明することによって不安の鎮静化を図りました。その上で、1998年になりますと、信用組合だけではなくて、やはり金融機関全体に対して公的資金の道をこしらえなければいけないのではないかという話になりました。当時は梶山構想というのがありまして、30兆円ぐらいは公的資金というものを考えようではないかと、こういった話になってきたわけでありまして。それらを受けまして、1998年に金融二法、預金保険法の改正と金融機能安定化法の制定がありまして、整理回収銀行の業務も拡大してきました。このときは、三洋・北拓・山一・徳陽シティときている時代でありますから、文字通り金融危機の真ただ中ということでありまして、この金融二法が通りましたあと、今度は、日長銀等に対する市場のアタック等がございまして、その夏、金融国会を迎えるわけでありまして。

この過程において、議論になってきたのがブリッジバンク構想であります。ここでの基本的なコンセプトは、借り手の中でも善意かつ健全な借り手、これに対しては、やはり、

きちんと配慮していかなければいけないのではないかというものでした。金融機関の機能を、ブリッジバンクというものでつないで、これを維持していくべきではないかということになってきたわけであります。

結果、このときの金融国会では、最終的に議員立法により、金融再生法と早期健全化法ができました。大変暑い夏でありました。6月に金融監督庁が発足しました。参議院選挙があり、与野党が逆転するといった状態の中で、夏、ほとんど毎日、いわゆる金融国会においてこの金融関係法案の審議が行われました。そのときの経験者もちらほら顔を見ますけれども、毎日、夜なべでずっと対応してはいけないという状態でした。私は外回りが多かったのですが、そういうときに限っていろいろなところから電話がきて、内部の事務に関する質問があったりして苦労したことなども思い出します。壮絶な日々でした。結果的に、議員立法により、金融再生法と早期健全化法ができて、今の特別公的管理制度やブリッジバンクシステムができ上がったということであります。

ブリッジバンクシステムというのは、言うなれば、アメリカのブリッジバンク制度を日本型にアレンジしたものであると思います。実は、保険に保険管理人制度というのがありまして、これが金融整理管財人制度に応用されました。保険というのは、一定の保険集団が集まってその間でリスクを分散しているわけでありまして、その母集団が大きく崩れた瞬間に保険というのは成り立ち難くなります。このため、破綻時において、いかにこの母集団を維持するかということが制度の骨格になっているわけであります。その仕組みの一つが保険管理人制度でありまして、いざというときに、いろいろな業務執行を行う権限、いうなれば、執行権を保険管理人に専属させるものであります。この保険管理人、そして金融整理管財人というものにたどり着くまでには、当初いろいろな頭の体操をいたしました。執行権と議決権と二つあるわけですが、最終的には両方を別な、それまでの破綻金融機関ではなくて、別の主体に移さなくてはいけない。しかし、議決権というのはいったいどうやって移すんだらうと。それから執行権と言ったって、いきなりできるかどうか。例えば、業務改善命令を出しても、業務改善命令を出すだけでは執行部は残ります。別の人に移すにはどうしたらいいかなどという議論をしているうちに、この保険管理人制度に出会いまして、これを応用すれば、新たな制度ができ上がるのではないかということで形成されてきたのが、このシステムであり、最終的な立法にも取り込まれていきました。これによりまして、破綻の場合、金融整理管財人制度が執行権を全部掌握し事務整理にあたることとなります。その中で、善意かつ健全な借り手などに対する配慮も行われるというのが基本的な流れです。議決権は、救済金融機関に移行するときに、実質的になくなります。

議決権を含めて一気にやるのが特別公的管理制度です。国が株式を取得することにより、一気にそれを実現するものです。その分、国の関与は強化されます。国が取得した株式は、一定の期間内に他者への譲渡などが行われます。その後の運用を見ても、このブリッジバンクシステムと特別公的管理の両方が使われております。



なお、金融整理管財人という仕組みには、預金取扱金融機関版にするためのいろんな改良が加えられました。この結果、現実には、そのあとの承継銀行を利用しなくても、金融整理管財人から次の救済金融機関に直接事業譲渡をするということが、だいたいの主流になってきました。ただ、救済金融機関が直ちに現れない場合もあるわけでありまして、今回の日本振興銀行の破綻にもあてはまると思いますが、やはり承継銀行というものも必要に応じて使いながら、運用されていると思います。私は、金融整理管財人と承継銀行を合わせたこのセットの仕組みというのが、日本型ブリッジバンクシステムであると考えております。

この金融再生法・早期健全化法が制定されましたあと、しばらくその運用の時代に入ったと思っております。この制度を仕組むときに、現実の混乱の中で株主のガバナンスがどの程度効くかという問題に対処するため裁判所の代替許可制度など、各種の特別措置が導入されました。このときのものが、現在の他の制度にも取り入れられてきていると思います。その上で、2000年に預保法の改正というのが行われるわけでありまして、ただ、やはりペイオフというものをどういうぐあいに、いつから解禁するのかということは常に大議論でした。このとき、特例措置処理終了後の預金保険制度および金融機関の破綻処理制度の在り方について議論が行われ、だいたいにおいて、これまでの制度の恒久化が行われることとなりました。

当時の議論の一番大きな話は、その中でいつ、ペイオフを解禁するのかということでした。決済制度に関する議論も行われました。結局そのときは、解禁を1年ずらして、段階を付けて、定期預金から始めるという話になったわけでありまして、決済機能というものをどう考えるかということは大変大きな課題でした。

申し上げるまでもなく、銀行法において、銀行の機能というのは、預金をもって貸出しをするという金融仲介機能、あるいは、決済機能、為替ですね、このどちらかをやれば銀行になります。決済機能は金融の根幹でありまして、これからもますます重要なものになっていくと思っております。日銀さんを見ましても、決済機構局というものができ上がっておりまして、決済には相当力を入れております。世界中でも、決済というのは大きなアリーナであり、一種の草刈り場みたいなのところがあって、そこでみんな競争をしているところがあります。

話は脱線しますが、EUのほうも通貨統合ということになりますと、最初取引所も、同じ通貨でやるのであれば統合しても構わないんじゃないかという話から、さらに決済までどんどん国境を越えて統合されてきました。EUを巡っていろんな議論が行なわれていますが、じゃあ、それでは決済システムをどうするんだということが、実はこれも大きな要素になると思っております。

この決済用預金の保護制度の話であります。このときのいろいろな議論の中で、例えば、預金の段階であれば1,000万円まで保護されますけれども、これがいったん決済のために起動しますと、金融機関において様々な勘定に言わば仮置きされ、必ずしも預金ではな

くなります。そうすると、起動前の資金は1,000万円まで保護されますけど、起動してしまったあとは、今度は逆に保護されないといったような問題が生じます。決済用預金制度の導入の基本的なコンセプトは二つありまして、一つは、日銀券以外の安全確実な決済手段というものを準備することです。つまり、銀行の中で、決済用預金というのがあれば、これは言わば日銀券を持つと同じように保護されるということです。もう一つは、仕掛かり中の決済もきちんと保護するということです。この二点であります。当座預金が決済用預金の典型でありますけれども、個人の場合には当座預金という形ではなかなか口座が持てません。そこで無利息、要求払い、決済サービスの提供という3要件を満たしますと、これは決済用預金として全額保護しましょうということになります。

現在、ある程度金融は安定していますが、世界中見渡しても、決済システムの安定というものをどうやって確保するかということは、大変大きな課題だと思っております。

こういったものの制度を調整するということとの兼ね合いにおきまして、定期性預金は2002年4月からペイオフ解禁を始めることになりました。普通預金を含めた全体のほうは、決済用預金制度の導入と合わせて、2005年4月から行うということが決まりました。

ここでだいたい大きな制度改正というのは一段落ということになるかと思いますが、ついこの前の2011年の国会では、住専問題の最終的な処理が行われました。住専処理の閣議決定から約15年たっております。一言で言うのは簡単ではありますが、この間、不良債権の処理の問題ですとか様々なことがあり、関係者がつらい思いもしながらこの15年間を切り抜けてきたということだと思います。三洋・北拓・山一・徳陽シティ・日長銀・日債銀とかのときも、つらい時代でありました。金融庁も日銀も、当時そこの最前線にいた課長クラスが、それが15年たって、今、幹部になったり、私みたいに退官したりした者もいますけども、田邊さんもそうですけれども、当時、その中で駆けずり回っておりました。もう、一日一日、いろいろな情報、これは一つには、執行面でのいろいろな処理というのがありますが、制度面でもいろいろありまして、はいずり回りながら過ごしてきたというのが実感であります。そういう意味では、前理事長の永田さんも、その当時の、セーフティネットが未だ今のような形では整備されていない時代に苦勞された方でありまして、ある意味では、当時、参画した金融庁のメンバー、日銀のメンバーというのは同じ釜の飯を食ってきたというそういう間柄になっていると思うんです。だんだんその世代が卒業してきまして、次の世代に、今度は移りつつあります。

思うのですが、後から見ると、物事は何でも平板に見えがちですが、例の日本版金融ビッグバンというの、ちょっとこれは別のものを書いておいたんですが、あれは、私は2回驚きまして、最初はじめて、構想を見たときに、こんなこと、本当に一気に実行するなんてすごいとびっくりしました。ただし、それが数年たってみると、当たり前のように映ってしまうことに、また驚きました。我々は過去のことを見ると、どうも当たり前のように思いますけれども、その一つ一つの山を登るときには大変な胸突き八丁というものを経験すると思います。皆さま方もつい最近まである銀行の処理で苦勞されてきたかと思いま

す。やっているときには大変な苦勞をされているんだと思いますが、これをあとで一言で整理するというのは、言葉というのは、正確にそのときのことを伝えるということは、非常に実は難しいことではないかと思っています。

いずれにしてもこの過程の中で、預金保険制度というのは、当時の少額預金者保護ということから、現実の金融仲介機能、借り手というものに対しても、実戦的な判断を加えていく、決済機能にも着眼していくといった形で進化してきたわけではありますが、これから先は、だんだんこの世界経済情勢が渾沌としている中で、経済機能というものをどう考えるかということになってきているかもしれません。これを今後、制度として、どう構築していくかということが金融審議会では議論されているかと思うのですが、これはたぶん制度をつくるのも大変難しいのではあります、執行するということを考えますと、これも数次元にも渡る非常に難しい話になるかと思っています。

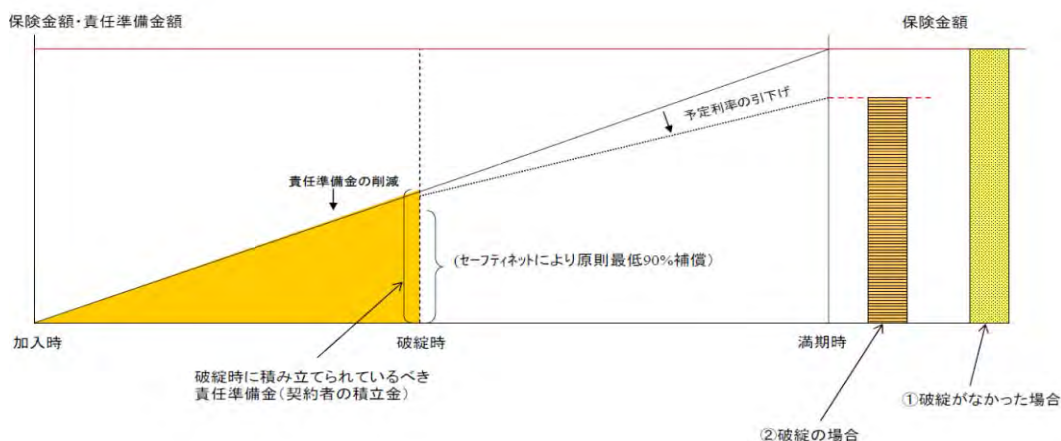
そういったことも含めまして、皆さん、銀行のことは得意であるし、詳しいでしょうし、預金保険機構の話であれば、私よりも詳しい方々ばかりでありましょうから、ここで保険と証券のセーフティネットについて説明したいと思います。

#### **(保険のセーフティネットについて)**

これは全部私の整理ですが、結局、保険のセーフティネットは、保険集団をどうやって維持するかということが基本になっていると思います。よく、会社の合併とか分割の際にも議論になるのですが、私自身はその答えは決まっています、保険というのは、保険集団はどうやって維持されるのだろうか、ということが基本と考えます。負債サイドのみならず、資産サイドもそのことを踏まえる必要があると思います。そこは、根幹にかかわる問題であって、例えば、預金保険機構の皆さまがある保険に入ってリスク分散することを考えます。皆さん、入るときの保険集団を前提として入ってきているわけですが、その保険集団が違うものであったら、ちょっと話が違うじゃないかということにもなります。それから、300人なら300人の集団でやっているものを3分割して100人ということになると、ある集団ではリスクは軽減されますが、ほかのところはその分リスクが集中します。やはり、ある程度リスク分散ができる大数がないと保険というのは成り立ちません。この保険集団をどうやって維持するかということで、これまでいろいろなセーフティネットの制度の組み立てが行われてきたと思っています。

保険会社が破綻した場合、保険集団を維持するためには、それまで保険料を払って実際に積み立ててきた「責任準備金」というものをある程度補償してやりませんと、みんな、「やめた」ということになってしまいます。したがって、保険のセーフティネットというものを考える場合には、責任準備金をどう考えるかという問題、ここが一番大事でありまして、将来の予定利率や保険金というものに着眼していると、話がわかりにくくなってしまいます。これが混同されるケースも多いと思われます。

図表 4：破綻時における責任準備金の削減と予定利率の引き下げイメージ



例えば、よく保険会社が破綻すると保険金はこれだけカットされますと言う場合には、この「保険」という最後の「保険金」の方に着眼して見ていることになります。上の表を見ますと、保険金というの一番右側のところ。この部分は、破綻時までに実際に支払ってきた保険料の積立に係る分と、今後の保険料の支払と予定利率に係る分の二つが合成されたものです。破綻して、ほかの救済金融機関に保険集団が移りますと、その後は、従前の予定利率を維持するわけにはいかなくなります。例えば、6%で予定利率を組んでいたとしてもそれは1%とか、さらに厳しいものにもならざるを得ません。

翻って、保険会社が破綻した場合、過去に積み立ててきた責任準備金については、原則90%が補償され、1割程度はカットされることになります。ということは、過去の積立期間が長い人は、責任準備金の10%カット分は比例的に大きくなりますが、その後の積立期間が短い分、予定利率の引き下げによる減額幅は小さくなり、最終的に、満期保険金の金額の減額幅も小さくなるのが一般的です。逆に、過去の積立期間が短い人は、それまでの責任準備金の積立が少ないことから、責任準備金の10%の減額分は比例的に小さくなりますが、一方、その後の分については、予定利率の引き下げにより、満期保険金への影響額が大きくなります。よく、破綻により7割とか、8割とかもカットされます、とか報じられますが、それは概ね後者の例です。保険のセーフティネットのポイントは、これまで実際に積み立ててきた責任準備金について原則90%を補償し、その上で、救済保険会社に引き継ぐということにあります。

なお、他の保険への再加入の困難性の程度や、過去と今後の積立期間等は、契約者により異なっており、解約を選択する者も出てきます。ただ、一方で、保険集団の維持ということも大事な視点であることから、早期解約控除制度（払戻金の減額制度）も設けられています。

また、保険には第一分野と第二分野があります。第一分野は生命保険、第二分野は損害保険と考えていただければいいと思います。今までの説明は、だいたい生命保険、息の長い保険について当てはまる話であります。第二分野みたいに短いものであれば、保険集団の維持というよりも、破綻後一定期間までの保険事故については、当初予定の保険金を支払うこととする一方で、それに期限を設定することによって、期限までに早めにほかの保険に入り直すインセンティブを与えることが指向されることにもなりました。2005年の制度改正により、第二分野の相当部分は、そういうメカニズムが働く仕組みに、現実になっております。

保険の場合のもう一つのポイントは、予定利率です。予定利率というのは、積立金を将来何パーセントで運用するかというもので、契約の前提となります。どれだけの予定利率を確保できるかは、経済環境にも依存します。昔は高利率の時代もありましたが、あるときから低利率になってきました。今の時代であれば、ほとんど1.5%、あるいはそれより下ということも言われ始めておりますけれども、そういう前提で保険の金額は計算されています。この予定利率というものが特に問題になりましたのは、過去の高い時代に契約したものが、運用環境の変化により予定通り回らなくなり、いわゆる「逆ざや問題」が生じてきたときです。この「逆ざや問題」というのは、特に生命保険で顕著な問題であります。保険は、20年、30年単位で契約をしているものがあります。負債というものを考えた場合に、銀行の預金であれば、だいたい、要求払いのほか、定期でも長くて2年、1年、あるいは半年、3カ月とかであります。したがって、生命保険のような形での長期にわたる金利の固定を前提としません。しかしながら、保険ということになってきますと、この負債の部分が20年、30年とかの約束でありますので、一体どの程度の利率を前提とするのかということ、長期的に大変大きな問題になってまいります。

私、思うのでありますが、実は、金融機関と一口に言いましても、いろんな性格の違いがありまして、この負債の長さというか、そういったことから考えますと、やはり生命保険が一番長い。一方、証券会社はその要素が少ない。銀行はその中間にあるのかなど。損害保険会社もかなり銀行に近いという気もします。資産サイドは資産サイドで、負債サイドと一体で適切な管理が必要なことは当然ですが、負債のデューが長いと、なかなか小回りが利かなくなるところがあります。今ある保険会社が危機に遇った場合、それはもう10年前、20年前からのつけが回ってきているわけでありまして、その段階で打つ手は限られてきているわけです。リーマン・ショックの後、我が国においても大和生命が破綻しています。気がついたときには・・・とならないよう、先を読んだ経営が必要になります。

予定利率を考えると、破綻のときにそれから先の利率をどうするかは別として、過去のものをするかという点も問題にもなってくるわけでありまして。全体を見直すというような仕組みを考えたのが、予定利率の引き下げ制度になります。それとは別に、破綻の際、過去の高い予定利率でやってきたものにつきましては、対応する一部について補償額の減額を行うということも制度化されております。大和生命のときの資料には、責任準備

金を「原則として」90%補償するということが記されています。過去の予定利率が3%を越えたようなものについては、破綻した場合に高率分をカットすることがあるということを経年前に制度化しております。この「原則として」というのは、そのことを誤解のないように記したものです。

これまで保険会社がいろいろ破綻しておりますけれども、だいたいがこの過去の高予定利率時代の契約が多くなり、あとから身動きできなくなったというのが多いわけです。保険会社で最初に破綻したのは日産生命保険であります。実は、当時、大蔵省は、団体保険は日産生命に入っております。ある日あるとき、私ども職員は報道で破綻を知りました。省内情報管理はしっかりしていました。

それから、もう一つ、保険のセーフティネットをつくる時に、保険契約者と納税者の関係というものもあるんです。納税者の立場からは、セーフティネットをつくる時には、当然まず保険契約者というか、保険会社が負担するべきだろうということになります。これは預金でも同じであります。一方、保険会社の負担能力の問題もありますが、保険契約者というのは結構すそ野が広くて、この面では納税者より広いところがあるかもしれません。預金取扱金融機関の場合と同じ面も出てきます。そういった中で、保険の場合にも、保険のセーフティネットが涸渇しましたときに、銀行と同じように、公的な資金という議論も出てまいりました。一方で、やはり決済システムを担っている預金取扱金融機関とは違うのではないかというような、いろんな議論の結果、「補助規定制度」というのができ上がりました。ある一定程度までは保険会社が負担し、それを超えたら、補助金対応も行うという仕組みが導入され、これによって過去の危機を乗り越えてきたということになります。なお、保険会社の負担や補助制度の発動という前に、破綻した保険会社の保険契約者は、積み立ててきた責任準備金の一部カットや、その後の予定利率の引下げといった形でいろいろな負担を負うことになることは、既に述べたとおりです。

いろいろな事故が起きるたびに、保険のセーフティネットを、毎回毎回苦労しながら、こしらえてきました。またこれから先の議論というのは、常にあるわけでありまして。これまでのところ、リーマン・ショックが起きるとか、東日本大震災が起きるとかということで、基本的な制度は延長されてきております。

それから、責任準備金というのも、これもいろいろな考え方があります。よく、年金会計であれば、利率が高いときには割引率が高くなって、そのときの責任準備金は少なくてもいい、逆に利率が低いときには責任準備金が多くなってはいけないと、こういうことになってきますが、保険の場合果たしてそれで済むのか、という問題もあります。国際的な会計基準でもいろいろな議論が行なわれています。一方、監督会計の考え方もあります。破綻とか、合併とかを考えたときに、そのときに必要な責任準備金がフラクチュエートするものなのかどうかという論点もあると思います。やりはじめますと、この責任準備金とは何ぞやという議論になってきます。契約者保護という観点からも、そこは相当複雑になります。他方、保険については、おそらく2つか3つの基本的なプリンシプルがあって、

それをマスターしてしまえば、実は簡単なところもありますが、それをマスターしないと、いくら表面をなぞってもさっぱり分からんということにもなります。これはこれで、銀行のセーフティネットとはちょっと勝手の違う世界ということで、お考えいただいた方がよろしいかと思えます。

破綻時における保険の話であります。繰り返しになりますけれども、責任準備金、すなわちすでに保険料を支払って積み立てられてきた分をどう補償するかという問題と、救済金融機関に移行した場合に、その後の予定利率がどこまで引き下げられるかという二つのポイントがあることを、おさえていただきたいと思います。

### **(証券のセーフティネットについて)**

それから証券です。有価証券に表象される権利と義務は、これは申し上げるまでもなく、発行者と顧客との関係であります。銀行あるいは保険会社の場合には、預金者あるいは保険契約者は、銀行なり保険会社に対して債権を持っています。間接金融ともいえますけれども、要するに、貸出先と預金者の間に銀行が入っているわけでありまして、預金者は銀行を相手としています。ところが、証券の場合には、仮に証券会社が破綻しても、持っている国債や株式が駄目になることはありません。逆に、仮に証券会社が元気であっても、買った株式の発行会社が破綻すれば証券の価値は無くなります。したがって、証券会社の場合、顧客のお客様から預かった証券なり現金というのを、証券会社の資産と混同することなく、これをお客様のものとして、きちり分別管理することがセーフティネットの基本ということになるわけでありまして。特に、三洋・山一以降、この制度は相当しっかりしております。

次に、投資者保護基金制度があります。どういうときにこれが発動されるかという、一つには、お客様から預かった財産を信託するときなどに生じるタイムラグに備えるものであります。会社が破綻した場合において、顧客の財産で信託される前のもの、あるいは信託が解除されて未だ証券会社に滞留しているものについては、投資者が損害を被るおそれがあります。そういったものに対する備えというのが、投資者保護基金であります。

もう一つは、残念なことに、南証券とかの例がありました。要するに、会社が悪意である場合です。そういう会社が分別管理をしないで破産すれば、投資者に被害が及びます。これらの事態に対処するため、銀行と同じく 1,000 万円の範囲内での投資者保護基金という制度ができ上がってきているわけです。

さらに、証券の場合に、もう一つ話が加わります。今はだいたい、ペーパーレスの時代になっています。これはコンピュータの振替システムで管理されているわけでありまして、その口座がしっかりしている限りにおいては、これ自体が分別管理という状態になっているわけでありまして。なおかつ、株式も国債も、銘柄毎に管理されますので、一つ一つの銘柄毎に、鍵がかかっている状態になります。したがって、当事者の権利が侵害されるということは、なかなか簡単に想定しにくいところがあります。しかし、ここでは 2 つだけ

考えておかなければいけないことがあります。ひとつは誤操作であります。電子的な仕組みでありますから、データ化けとか、あるいは、外から何かあったりとか、データが何か改ざん、または変化するということはあり得るわけです。その変化した、あるいは改ざんされたデータが外へ送られた場合に、もらった人は善意取得します。そこで権利の過不足が生じてしまうんです。この場合にどうするかというと、ここでいろいろな仕組みが準備されています。一番問題になるのは、過大記録された権利が第三者に善意取得されたような場合で、必要以上に電子上の権利が増えることになり、この責任はだれが持つのかということでもあります。そこは、第一次的には、その誤操作をした振替機関、口座管理機関が責任を持って買入れ等を行い、消却に努めていくこととなります。ただし、その間、議決権というか、そういうのは、数の上では膨らむ状態になってしまいます。それについても必要な調整規定をおいていったというのが、第一の仕組みです。

実は、振替制度というのは、CP から始まって国債・社債・株式と順次進展したわけですが、CP が先陣を切った一つの理由に、共益権というか議決権という問題がないことがあります。ところが、社債になると、少し共益権が出てきます。株式になってくると、この共益権の塊みたいなものですから、これを全部ひも解くのに、法務当局も含めて、大変な時間をかけることが必要になりました。

それと、振替システムの多層化を行っていく必要がありました。先ほど言った誤記録問題一つをとってみても、振替機関と顧客が直接つながる単層構造であれば話はまだ簡単な方なんですけど、多層化しますと、権利調整は相当複雑になります。顧客が上層の振替機関と直接取引するということは非現実的であり、身近な証券会社とかと取引することを前提とする必要があります。系統なんかを考えたら、その下に二段階、三段階というものも考えていくことが必要になります。さらに、海外への発展などを展望すると、もっと重層的になっていくかもしれません。したがって、システムは多層化する必要があります。最初 CP から始まったもう一つの理由は、CP の場合、主に機関投資家による取引であることから、振替機関と直接つながる単層構造であっても、とりあえずの最初の一步は踏み出せるのではないかという考え方からです。

次に、誤記録等があった場合の権利関係をどう調整するかという点ですが、まずは、誤記録が行われた口座管理機関等による買入れと消却などが行われることにより、数の修正が図られます。数の調整をしきれなかった場合には、第二ステップとして損害賠償による解決ということになります。そこから先は、少し頭の体操の世界にもなりますが、そのときにもし口座管理機関が倒れてしまったら、契約者に実損が生じます。このため、これまでの投資者保護基金とは別な考え方が必要ということでつくりましたのが、「加入者保護信託」というものです。誤記録等が行われた場合、いろいろな、二段、三段の、消却義務とか、損害賠償とかいろいろな義務をかけますが、それでも最後に顧客の保護が必要な場合には、この加入者保護信託から 1,000 万円を限度として補償する、これが全体の仕組みであります。



今、誤記録ということでしたが、ここでもやはり気を付けなければいけないのは、口座管理機関が「悪意」という場合です。過去の例を見ても、全くないとは言いきれませんが。加入者保護信託制度は、そこも展望した制度であります。ここでもいろんな議論がありまして、きちんと口座管理機関を監視すればいいのではないかとか、自己責任ではないかといった議論もありましたけれども、その一方で、例えば高齢者も含めまして、そこまで要求することが本当に社会常識的かということ、加入者保護信託が設定されました。

それから、このペーパーレスの仕組みの場合には、今の点のほか、投資者保護基金と比べて、システムの参加者が拡大しているという論点もあります。これまでの投資者保護基金というのは、すべて証券会社、今で言えば第一種金融商品取引業者でありました。この口座振替制度には、銀行など他の金融機関も加入いたします。現に加入しています。そうすると、これまでの投資者保護基金では保護対象にならない者が出てくることになります。そういった視点から、投資者保護のための横断的な制度にするということで、このような仕組みを構築する必要がありました。なお、この加入者保護信託は、第二種金融商品取引業者には適用されておりませんので、注意が必要です。

ちなみに、振替法の前身の保振法の場合、投資者の被害に対して、参加者による無限連帯責任制度が採られていました。ただ、無限連帯責任制度は、責任の所在が不明確になり、参加者が不測の損害を負わされることもありうるなど、システム発展の上での阻害要因でもあるとされてきました。加入者保護信託制度は、この課題の解消策にもなっています。

こういったものがいろいろありますので、預金取扱金融機関と非預金取扱金融機関双方に総合的に取り組むこととなった場合、それぞれ 1 つの制度の歴史と背景を含めていろんな物事を考えなくてはいけないことになると思われます。結構、証券には証券なりの世界が、保険には保険なりの世界があり、その上での総合化ということになりますので、今日はそのへんを付け加えて説明をさせていただきました。保険と証券を説明し始めると長くなりますので、今日はさわりということでこの辺にしておきたいと思います。

### **(資本参加法制)**

その上でもうひとつ、資本参加法制についてお話したいと思います。これは、セーフティネットということではないのですが、金融機関が、金融機能強化のために体力をつけなきゃいけないというときに、政府が資本参加をする制度です。最初にこの資本参加の道考えた方がいいのではないかということになったのは、組織再編促進法のときです。金融機関がある程度の自己資本比率を維持している場合であっても、将来を睨んで他行と再編するとき、それまで維持してきた自己資本比率が低下するというのであれば、意義のある再編であっても、インセンティブが失われるおそれがあります。組織再編促進法は、再編により低下した自己資本の回復をするために政府が資本参加するという仕組みです。次は、最初の金融機能強化法であります。当時の金融再生プログラムの中に公的資金に関する検討項目が入っていましたが、いろいろ議論を積み重ねていって、金融機能強化法とし

て制度化したものです。当初は、経営責任に対して、大変厳格なものとして制度化されました。ただ、その後、いろいろなことが起きました。一つは、リーマン・ショックであります。リーマン・ショック後は、ご案内のとおり資本市場が干上がってしまいました。誰もリスクを取れない状態になってしまいました。そうすると、みんな、銀行に金を借りに行くわけですが、中には、普段、資本市場を中心に資金を調達している人もいます。そういう人たちも、みんな、銀行にお金を借りにきましたし、地域金融機関にも相当借りにきました。そのときだけは、実は、日本の銀行の貸出残高というのは、中小企業向けも含めまして、増加しています。また、借りる側において、もうちょっと厚く、キャッシュ、流動性を保有しておきたいという動きもありました。

このように、世の中、日本経済全体が、貸す方も借りる方もみんな困った状態の中で、金融庁も様々な措置を講じましたが、法律として、当時担いだのが、新「金融機能強化法」です。リーマン・ショックは、日本の外の金融システムに起因するものでありますので、責任というものも相当軽減した形で新金融機能強化法案を提出しました。当時、中小企業庁は、債務保証とか信用補完対策を講じました。日銀のCP買入れなんかと相まって、みんなでこの事態に対処したということでもあります。

率直に言って思いますのは、リーマン・ショックがあったあと、いろいろなうわさというか、貸し渋りも含めまして、いろいろ言われましたが、金融機能強化法の活用を対外的に宣明した瞬間、相当鎮静化したしました。いざとなったときに、こういった仕組みが「ある」ということが、人の行動というものを積極的・合理的にする、ということの証左かと思えます。サーカスもそうかもしれませんが、下にネットがあるから思い切って演技ができるのであって、無ければちぢこまってしまうということがあるかもしれません。

次に、この資本参加法制は、先般の東日本大震災でも延長されることになりました。このとき2つの特例を設けております。一つは、震災特例ということで、震災の影響を受けたものは、資本参加の条件を非常に有利なものにするという点です。二つ目は、協同組織金融機関の特例であります。協同組織金融機関の場合には、地域が非常に限定されております。例えば、その営業地域が港町地帯だけというところが、面的にやられたところもあります。そういう被災協同組織金融機関に対しては、中央機関が、きちんと指導することを前提に、10年間のタームにおいて整理しながら、必要によっては、参加した資本の毀損も含めて面倒をみるという仕組みです。10年と申し上げましたけれども、やはり、あれだけのことがありますと、結構、時間がかかるかと思うんです。いろんな権利調整というのも、結構時間のかかる話になることも展望し、そういったものも含めたスパンで考えた上での、新たな資本参加法制の仕組みということになったものです。

考えてみますと、組織再編促進法とか、最初の金融機能強化法というのは、ある意味では、日本のシステムの中からの発想で出てきたものであります。リーマン・ショックというのは、むしろ、日本の外のシステムの混乱に起因し、東日本大震災というのは、金融システムの外で起きたことによるものです。それぞれ、由来が違うわけですし、それに応じ

て、いろいろな制度が進化してきたと思っております。

### (おわりに)

それらを含めまして、最後にちょっと、いろいろ思いつくまま申し上げますと、一つは、やはり、セーフティネットがある時代とない時代では、その違いというものは考えておいた方がいいのではないかということです。今は、セーフティネットが相当程度制度化されており、正統な授權のもとにやれるものについて、そういったものがなかった時代の先人の苦勞ということ、そこを思い起こすことも必要ではないかと思えます。そのときの時代背景というものも、一応考えていくことが公平なことではなかろうかと思っております。

その次に、預金取扱金融機関のセーフティネットは、預金者保護が原点でありますけど、金融仲介機能、決済機能ということも含めて、現実のシステムに与える影響というものをどう考えていくかということです。

考えてみますと、保険というものも証券というものも、保険契約者の保護や投資者の保護が出发点となっております。しかし、現実には、今回のアメリカの例を見ても、リーマンとか、AIGとか、証券会社、保険会社がああなりました。この経済機能というのをどう考えていくのか。これまでは投資者保護の観点から組み立ててきたものを、もう一段階上がることになると、これはこれで、大変大きな別の課題が現れます。何を守るのか、財源をどうするのかとか、また、銀行・証券・保険それぞれ、一つ一つの仕組みの違いがありますから、その上での経済機能をどうやって抽出するのかという、そういう大変大きな判断だと思えます。

制度は制度で、この辺を切りわけていくことになるでしょうが、この執行ということになりますと、これがまたこれで、これまでの銀行と同じような前提にはならないところもあるかと思えますので、そこはよくよく注意を払われた方がいいと思えます。

それから、これまでの仕組みは、それぞれの業界の負担を基本としてきましたが、過去においても、まず、住専から始まりまして、複雑な歴史を繰り返してきたと思っております。住専に公的資金が入った当初のころは、おそらく、公的資金というのは、その後しばらくタブー視されることになると思われました。しかしながら、現実には金融危機が深化する中で、状況を打破する人たちが出てきました。梶山構想というものもございました。やはり、現実の必要性の中で制度化されていったのだと思えます。最初は、非常に厳格なものから始まりましたが、だんだん、経験に基づく進化をしてみています。住専のときには、納税者の怒りというものにも直面しました。今次の世界的金融危機を見ていると、各国において同じことが起きているなということを感じます。

それから、セーフティネットの場合、金融規律と裏腹のところがあります。この兼ね合いというのも大変難しいと思っております。また、制度というのは、理屈というか理論面もさることながら、いろいろな経験の蓄積というのがやはり大きいと思えます。どんな制度でも、その後の運用がよろしくなければ、その制度は結局生きてこないし、信頼もされま

せん。発展もしなくなります。運用がきちんに行われてそこが信頼を得ることにより、制度に対する信頼と、制度の包容力というのでも出てくるのだと思っています。

現在、金融機能強化法という資本参加法制は、相当支持を得ているわけであります。これは、実は、制度だけではなく、これまでの実績によるものだと思います。ここには、預金保険機構の皆さまのご努力が相当のものがあったと思うんです。現実投入した資金というのは、我々は相当程度回収してきました。あるいは、利益を出してもきました。日本の経済システムの安定に貢献してきたと思っています。そういった経験の蓄積ということが、やはり、その次の制度の発展につながってきているんだと思います。

そこで、その場合に一方で、モラルハザードの問題というものも、これは相当意識してかからなければいけません。そのへんのきちんとした整理が信頼の基盤だと思っております。

金融と実体経済の関係は、何度も申し上げましたが、これからも絶えず議論があるかと思っています。金融は実体経済を支えることも引っ張ることもあるかもしれません。そうかといって、一人歩きもできません。その中で、どういう役割を果たしていくのかということだと思います。

さらに、考えてみますと、経済社会の発展というものがあります。銀行・証券・保険と、この三分法を出発点とする金融制度について、時代に即して垣根を取り払いながら、その代わりに横断的なルールを敷くことによってシステムを進化させてきました。例えば、説明義務であったり、市場ルールであったりです。ただ、セーフティネットは、なかなか横断化されてきませんでした。財源問題も含めまして、ハードルが高い課題でした。

冒頭、セーフティネットは逆さ富士と申し上げましたが、こここのところが、社会がだんだん発展、横断化してきて、経済機能もそれを促してくるとどうなるかということで、今、私は、新しい時代への試みが始まっているのだと思っております。日本の金融危機以降というのは、日本は、アメリカとか危機先進国の勉強をしながら、日本型のものにいろいろなものを改良して、いつのまにやら、アメリカ型より、あるいは、ヨーロッパ型より、さらに進んだものを相当こしらえてきたと思います。世界各国が日本のセーフティネットシステムを勉強しているかもしれません。これは、いいこととか悪いこととかという話ではなく、要すれば、途中で習うものがなくなって、自分たちで開拓していかざるを得なくなった。その中で、いろいろなものを我々は手探りでつくってきたのであります。ただ、今、起きておりますことは、そういうことを越えて、私はいつも縦糸で言っているのですが、横糸の世界、国際的な横断化の中で、どのように日本のシステムというのを接合させていくのかという大きな問題でありまして、これは、セーフティネットに限らず、あらゆるところで直面している問題であります。格付機関の問題、デリバティブの問題もはじめとしまして、それがまた今、セーフティネットの問題にきているなという認識であります。この縦と横の調整というのが、そんな簡単な話ではないのです。簡単な話でないというのは、できないということではなく、克服すべき課題が多いということであって、これまでの延

長線上で論議をしていただだけでは駄目で、新しい切り口から新しい法則を抽出していくということです。

考えてみますと、我々の時代というのは、どうしても若いときに、インフレというのを経験してきました。物価は上がるものだという DNA が、どうもどこかにあって、今も上がりますよという感じなんです。最近、若い人と話をしていると、入ったときから右肩下がりですから、下がることに、みんな、頭の中の DNA がしみついているという感じもしています。ただ、今は、どちらでもない、右肩上がりでもない、右肩下がりでもないという時代に入っているんだと思いますし、本当にリスクとリターンというものは、両方うまくとっていくことが大事な時代になってきたと思います。

今はいろいろな企業が国境を越えていろいろな戦略を展開していますが、まさしく世界は広いわけでありますから、そういった中で、リスクの取り方には巧拙があって、信念とかロマンとビジョンとか、そういうものが問われている時代だと思います。日本のある企業のリーダーは、いつもロマンとビジョンと言います。あるとき、海外へ行ってロマンとビジョンというのを説明しようと思ったのですが、ビジョンは説明できるのですが、ロマンというのは、これはどうやったら英語になるかと思ひまして、なかなかいい言葉がなくて、ビジョン&フィロソフィーとしてしまったのですが、考えてみれば、ロマンという言葉が、実際の世界に入ってくるのは、こういう言葉が通用するのは日本だけかもしれないとも思いました。ぜひ預金保険機構の皆さまも、ロマンを持って仕事をしていただければと思います。

以 上

